

## 堺市子ども・子育て総合プラン 【令和2年度～令和6年度】

堺市における子ども・子育て支援に関する事業を総括する総合計画として、以下の計画を包含

- ①子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画（5年ごとの策定が必須）
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ③母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ④子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画
- ⑤子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画



## 次期計画（（仮称）堺市子ども計画） 【令和7年度～令和11年度】

既存計画（堺市子ども・子育て総合プラン）が包含する計画と、こども大綱の内容を勘案した「自治体子ども計画」を一体的に策定

### 《堺市子ども・子育て総合プランが包含する計画》

- ①子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ②次世代育成 支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ③母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ④子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画
- ⑤子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画



### 《こども大綱を勘案した自治体子ども計画》

上記④⑤に加え、  
⑥少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策を勘案した計画

## ～こども大綱とは～

こども基本法第9条において、政府はこども施策を総合的に推進するための「こども大綱」を定めなければならないとされている。

こども大綱には、子ども施策に関する基本的な方針・重要事項、子ども施策推進に必要な事項のほか、以下の内容が含まれる

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策